



令和6年度

登米市介護サービス 事業者集団指導

登米市福祉事務所長寿介護課

目 次

表 紙	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
目 次	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
1. 令和6年度運営指導重点事項について	・・・・・・・・	P3
2. 各種届出について	・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
3. 令和5年度登米市被保険者事故発生状況について	・・・・	P11
4. 令和6年3月末で終了した経過措置事項について	・・・・	P18
5. 令和6年度介護報酬改定における改定事項について	・・・・	P19
6. 運営推進会議の開催について	・・・・・・・・・・・・・・・・	P22
7. 介護給付費等の請求に係る事務手続きについて	・・・・	P23
8. その他について	・・・・・・・・・・・・・・・・	P25

1. 令和6年度運営指導重点事項について

○運営指導について

指定地域密着型サービス事業者等に対して行う介護給付及び予防給付(以下「介護給付等」という。)に係る居宅サービス等(以下「介護給付等対象サービス」という。)の内容並びに介護給付等に係る費用(以下「介護報酬」という。)の請求に関し、法令等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保、利用者保護及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

○重点事項について

令和6年度の運営指導において、以下の2項目を重点事項として実施します。

(1) ケアマネジメントプロセスの理解

個別サービス計画における目標期間や計画作成日、同意日等の日付関係や、計画に対しての実施状況・評価に係る内容について、適切か確認を行います。

(2) 運営に関する基準の遵守状況の確認

業務継続計画(災害・感染症)の策定状況や、高齢者虐待防止のための指針、各種マニュアル等の定期的な見直しの状況について、書類等の確認を行います。

○運営指導期間

令和6年9月～令和7年3月(予定)

○運営指導の流れ

- ・実施通知送付 約1か月前(市→事業所)
- ↓
- ・事前提出書類の提出 おおむね7日前まで(事業所→市)
- ↓
- ・運営指導当日
- ↓
- ・結果通知送付 1か月以内(市→事業所)
- ↓
- ・改善報告書の提出 おおむね1か月以内(事業所→市)

※ただし、指導対象となる介護サービス事業者等において、高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護サービス事業者等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に運営指導の根拠規定及び目的等を文書により通知する場合があります。

〇令和5年度運営指導における主な指摘事項について

令和5年度に行った運営指導において、指摘が多かった事項は下記のとおりです。

(1) 運営規程等の掲示について

- ・運営規程等が掲示されていない。
- ・運営規程等が掲示されているものの、内容が古いままとなっており、最新のものが掲示されていない。
- ・運営規程等の備え付けがされているものの、事務室内等に備え付けされており見やすい場所に備え付けされていない。

→運営規程等を事業所内の見やすい場所への掲示又は備え付けすることは、指定基準により定められており、玄関等の見やすい場所へ掲示するか、ファイル等で備え付け、自由に閲覧させることが必要となります。

また、運営規程等の内容に変更があった場合は、最新のものに差し替えることを忘れずにご対応ください。

(2) 契約書・重要事項説明書・個別サービス計画について

- ・利用契約書の契約年月日や、重要事項説明書の説明日等の日付の欄が空白になっていた。
- ・個別サービス計画に記載の作成日と計画期間の日付が前後する等、整合性が取れていない日付となっていた。
- ・契約書や個別サービス計画が別利用者の書類と一緒に保管されていた等、適切に保管されていなかった。

→サービス提供開始に際し、あらかじめ文書を交付して説明を行い、同意を得ることとなっております。なお、個別サービス計画の作成にあたっても同様に、説明を行い同意を得ることとなっておりますので、適切に対応してください。

また、家族が遠方にいるため郵送等により手続きを行った場合についても、忘れずに日付等を記載し、適切に保管してください。

(3) 各種マニュアルについて

- ・内容が古いものとなっており、最新のものに更新されていなかった。
- ・マニュアルとその他文書が一つのファイルに保管されていた。

→定期的な見直しを行っていただき、必要に応じて更新する等対応してください。

また、マニュアルはいつでも従業員が確認できるよう適切に保管してください。

2. 各種届出について

令和6年4月1日より、指定申請や変更届出、廃止・休止届出等の届出は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとして改正がありました。

各種届出に係る様式等について、登米市ホームページに掲載されています。

<https://www.city.tome.miyagi.jp>

くらしの情報



介護・福祉サービス事業者

福祉・介護	妊娠・出産	子育て・教育
- 障がい者福祉 - 介護 - 生活保護 - 地域包括ケア	- 母子手帳 - 手当・助成	- 学校教育 - 二十歳の集い（旧成人式） - 図書館 - 児童手当 - 子育て支援講座 - 放課後児童クラブについて - 家庭児童相談室 - ヤングケアラーについて - 特定子ども・子育て支援施設等の公示について - ファミリー・サポート・センター事業について - 子育てガイド「スマイル」
- 高齢者福祉 - 介護・福祉サービス事業者 - 介護予防	母子健康	- 登米市教育委員会 - 生涯学習 - スポーツ振興くじ助成金事業について - 南方子育てサポートセンター「ばっばの時間」動画配信 - 認定こども園について - 児童扶養手当について - 登米市子ども・子育て条例の制定について - 一時保育事業（一般型）の利用について - 高等職業訓練促進給付金等について - 子育て支援センター事業について - 幼児教育・保育の無償化について



介護保険事業所の新規指定・指定更新について 介護保険事業所の変更・廃止休止・再開について

 登米市 - TOME CITY -

文字サイズ・色合い変更 Foreign Language

Google カスタム検索 検索

 [くらしの情報](#) [市政情報](#) [観光情報](#)

[ホーム](#) > [くらしの情報](#) > [福祉・介護](#) > [介護・福祉サービス事業者](#)

介護・福祉サービス事業者

- [介護保険事業所の新規指定・指定更新について](#)
- [介護保険事業所の変更・廃止休止・再開について](#)
- [介護保険事業所の新規指定・指定更新について](#)
- [地域密着型事業者について](#)
- [居宅介護支援事業者について](#)
- [登米市介護サービス事業者集団指導](#)
- [介護職員等処遇改善加算等の計画書・実績報告書について](#)
- [特定事業所集減算について](#)
- [生活援助中心型サービスが厚生労働大臣が定める回数以上となる場合の届出書について](#)
- [事故報告について](#)
- [災害時等における介護予防・日常生活支援総合事業の月額包括報酬の日割り請求について](#)

[福祉・介護](#)

- ▶ [障がい者福祉](#)
- ▶ [高齢者福祉](#)
- ▶ [介護](#)
- ▶ [介護・福祉サービス事業者](#)
- ▶ [生活保護](#)
- ▶ [介護予防](#)
- ▶ [地域包括ケア](#)

○更新申請について

指定有効期限満了日の 2～3 か月前までに指定更新に係る勧奨通知を郵送しますので、通知に記載されている提出期限までに更新申請書等を提出してください。

※地域密着型（介護予防）サービス事業及び介護予防支援事業の指定更新については、指定更新の可否を地域密着型サービス運営委員会に諮ることとなります。

通知に記載されている提出期限は委員会の日程等を見越して設定されておりますので、提出期限を厳守していただきますようお願いいたします。

	事前通知	更新申請書類の提出 期限	審査及び現地確認	更新通知
時期	指定有効期限満了日の 2～3 か月前	通知日から概ね 1 ヵ月後	更新申請書類等の提出 後	指定有効期間満了 日の概ね 2 週間前
手続き	・ 指定更新申請書等 の提出 ※提出書類等につい ては HP に掲載		・ 現地確認 ・ 地域密着型サービス 運営委員会へ諮問	・ 指定可否決定通 知書

○休止・廃止について

休止・廃止に係る届出については、休止・廃止予定日の 1 か月前までにご提出ください。

また、届出の際には、現にサービスを受けている者に対する措置（他事業所への引継ぎ等）を具体的に記載した書類を添付してください。

○変更届について

指定（許可）を受けた事項に変更があった場合には、届出を行う必要があります。

原則として変更があった日から 10 日以内に届出書を提出してください。

ただし、下記の①～④の事項に変更があった場合は、年に 1 回、5 月 1 日現在の状況を 6 月末までに提出してください。

年に 1 回、5 月 1 日現在の状況を 6 月末までに届出する事項

- ①登記事項証明書
- ②運営規程（人員基準を満たした上での人員変更についてののみ）
- ③協力医療機関又は協力歯科医療機関
- ④介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制

※変更届については、変更前と変更後を分かりやすく記入してください。

※前年の 5 月 1 日時点の状況から変更がない場合、提出は不要です。

※添付書類については、登米市ホームページをご確認ください。

○加算の算定に係る届出について

介護給付費の算定に関して、新たに加算等を算定する場合には届出が必要となります。加算の算定については、サービス種類ごとに下記書類をご提出ください。

なお、届出書様式の変更に伴い、今年度から加算の算定に係る届出については、「変更届出書」は提出不要となっております。

サービス種類	様式
居宅介護支援	(別紙 1-1-2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
	(別紙 3-2) 介護給付費算定に係る体制等に関する進達書
介護予防支援	(別紙 1-2-2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
	(別紙 3-2) 介護給付費算定に係る体制等に関する進達書
地域密着型（介護予防）サービス	(別紙 1-3-2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
	(別紙 3-2) 介護給付費算定に係る体制等に関する進達書
介護予防・日常生活支援総合事業	(別紙 1-4-2) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
	(別紙 50) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書

また、サービス種類ごとに提出期限が異なりますので、加算の算定開始日に間に合うよう届出を提出してください。

サービス種別	届出の時期	算定開始時期
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 ・ 居宅介護支援 ・ 介護予防支援	毎月 15 日以前	翌月から算定
	毎月 16 日以降	翌々月から算定
・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	届出が受理された日の翌月から算定 (月の初日の場合は当該月から算定)	
※加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかに届け出てください。	加算等の要件を充足しなくなった事実が発生した日から加算等の算定は行えません。	

○勤務表に係る従業者の勤務形態の記載方法について

勤務表の常勤・非常勤、専従・兼務について、下記の点に留意して記載してください。

「常勤」について

当該事業所における勤務時間が、雇用契約の形態（正社員、パート等）を問わず、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している職員のこと。

※勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。

「専ら従事する」について（専従・兼務）

サービス提供時間帯を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないこと。

※サービス提供時間帯とは従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、従業者の常勤・非常勤の別は問わない。

- ・同一事業所内で他の職種にも従事する場合は『兼務』
- ・併設する他の介護サービス事業所と併任する場合でも、各事業所でひとつの職種にしか従事していない場合は『専従』

例1) ある通所介護事業所に正規雇用職員として週5日（40時間）勤務している看護師Aは、1日の中で時間を区分して看護職員と機能訓練指導員の業務を行っている。

⇒常勤・兼務

例2) ある法人に正規雇用職員として週5日（40時間）勤務している看護師Bは、そのうち3日を介護老人福祉施設の看護職員として、2日を併設されている通所介護事業所の機能訓練指導員として勤務している。

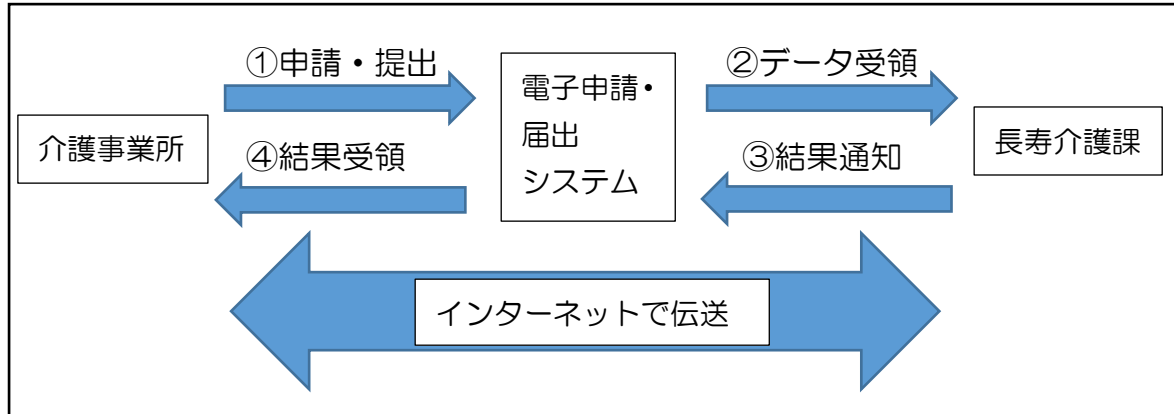
⇒それぞれの事業所で非常勤・専従

○電子申請・届出システムについて（別添資料1）

介護分野の文書に係る負担軽減を目的として、厚生労働省が整備・運用するシステムであり、すべての地方公共団体で令和7年度末までに利用開始するもの。

※市町村ごとに利用開始時期は異なります。

電子申請・届出システムのイメージ



○利用開始時期について

登米市では、下記の手続きについて令和6年12月1日より利用開始予定としております。

なお、当面の間は紙又はメール等での提出も引き続き受付いたします。

詳細が決まり次第、ホームページ等にて改めてお知らせいたします。

- ・事業所の新規指定に係る申請
- ・事業所の指定更新に係る申請
- ・変更届
- ・廃止、休止、再開届
- ・加算に関する届出

○利用開始にあたって

電子申請・届出システムの利用開始にあたっては、G Biz ID アカウントの取得が必要となっております。

※G Biz ID とは、デジタル庁が運用する法人・個人事業主向け共通認証システムとなります。

○参考資料

【G Biz ID について】

<https://gbiz-id.go.jp/top/> （デジタル庁ホームページ）

【電子申請・届出システムについて】

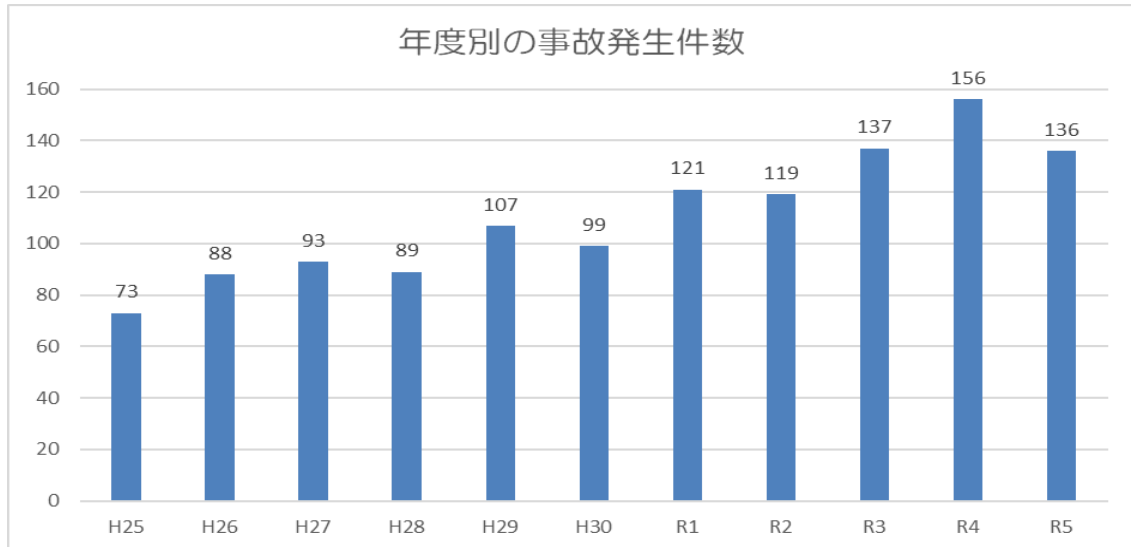
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html> （厚生労働省ホームページ）

3. 令和5年度登米市被保険者事故発生状況について

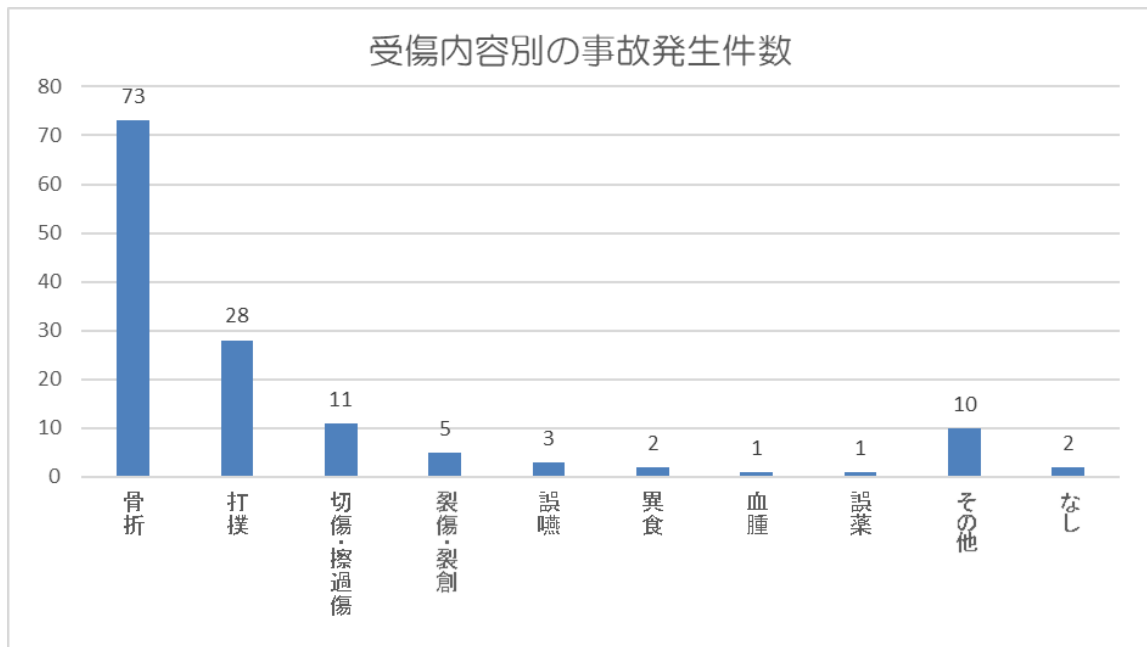
○事故発生状況について

令和5年度に各事業所より報告のあった事故について、下記のとおりとなります。

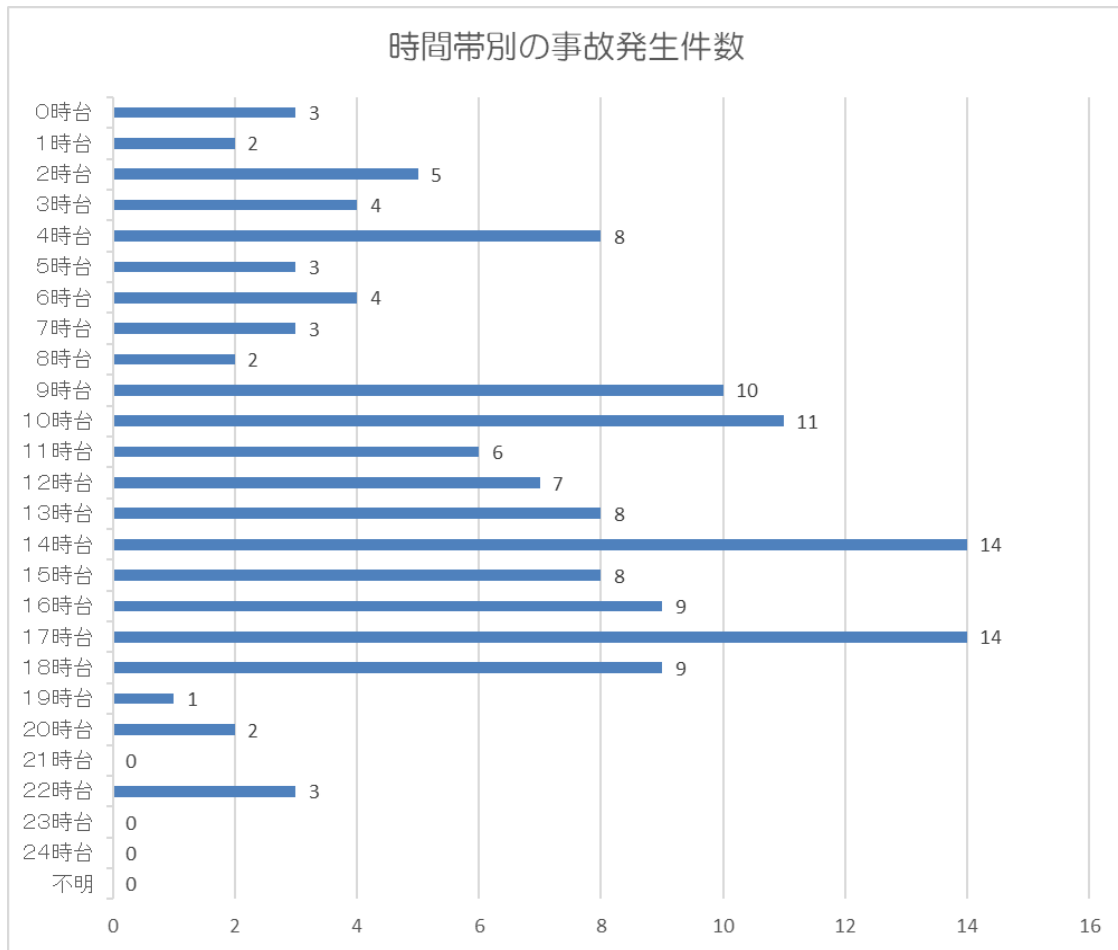
《各年度の事故発生件数》



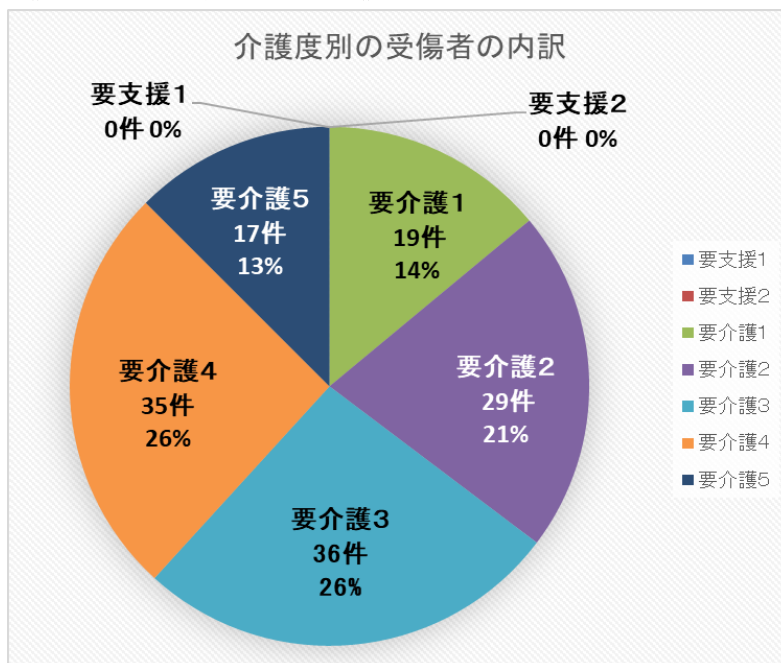
《受傷内容》



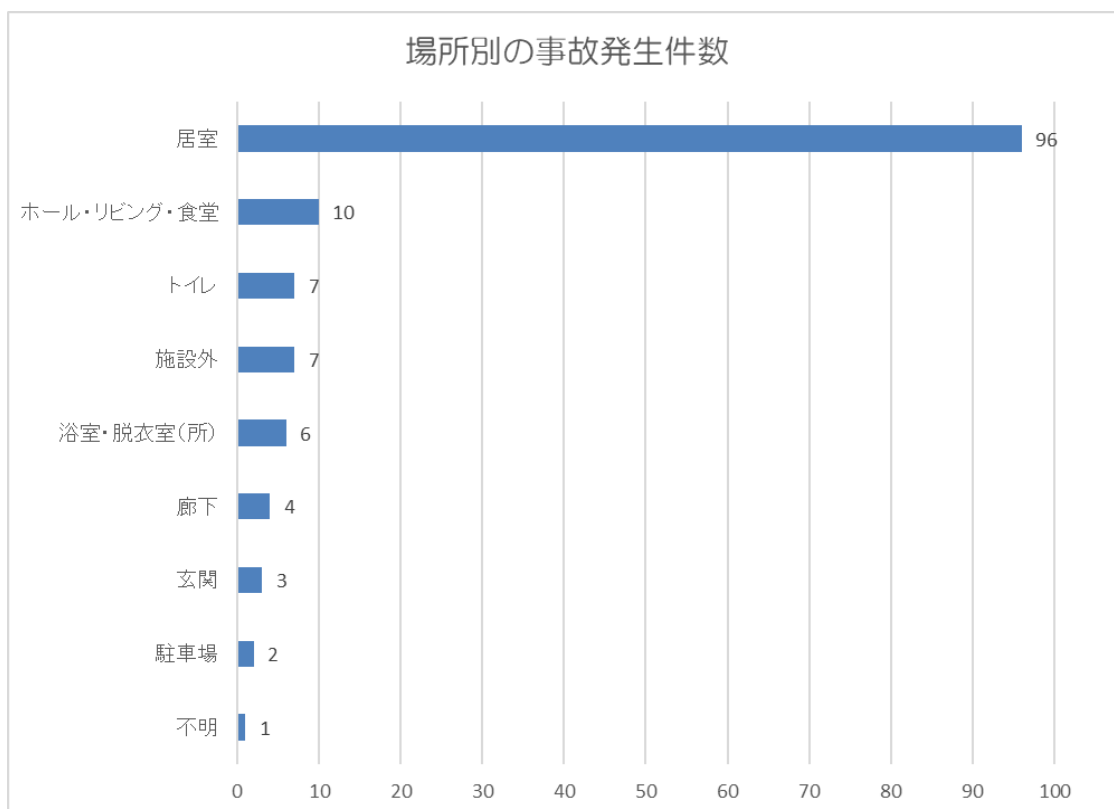
《発生時間》



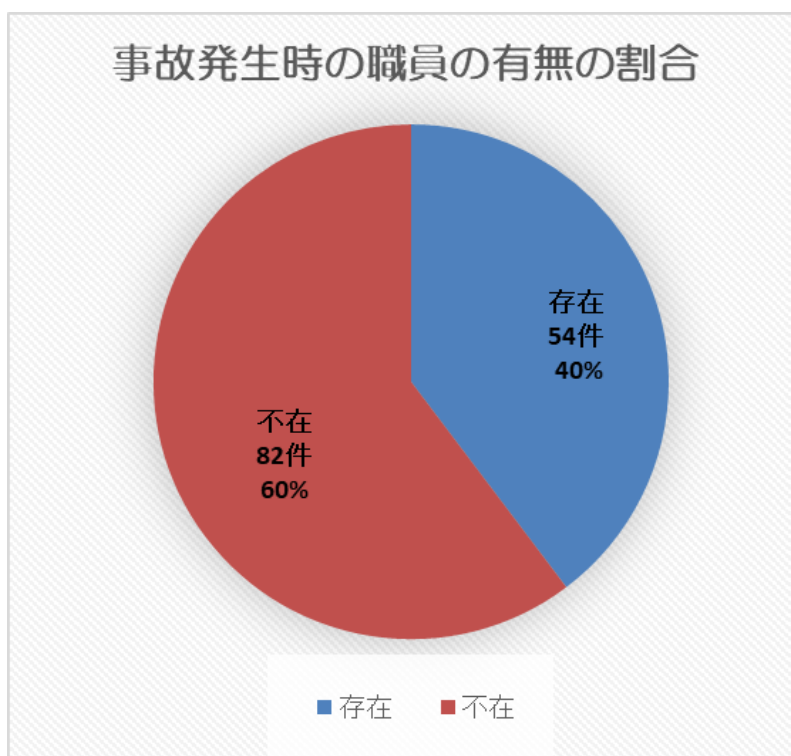
《介護度別受傷者の内訳》



《事故の発生場所の内訳》



《事故の発生時の職員の状況》



《まとめ》

令和5年度は事故の発生件数は昨年度と比較すると減少しており、介護事業者の皆様による日々の事故防止に向けた取り組みにより、事故減少につながったものと思われます。

報告いただいている事故の内容といたしまして、受傷内容としては「骨折」が最も多く、およそ半数を占めています。事故の発生時間帯は14時台、17時台、10時台の事故が多く、事故の発生場所は居室が最も多く、職員不在時の発生が60%という結果になっています。

実際に発生している事例としては、職員の不在時や一時的に目を離した際に転倒・転落等してしまい、骨折や打撲といった事故が発生しています。

介護従事者は利用者の方へ介護サービスを提供している以上、安全配慮義務を十分に果たさなければなりません。職員不在時に起こる利用者単独の事故を防ぐことは非常に難しいと思いますが、事故発生の防止に努めるため、声掛けや見守り等の強化、ICTの活用や職員間での情報共有、利用者様の行動パターンの把握やヒヤリハットの分析などを行い、事故の予防について事業所全体で取り組んでいただくようお願いいたします。

また、発生した事故に関して、利用者家族から事業所に対して責任を問うケースが増えている傾向があります。利用者様の状態等を考慮し、適切な介護が行われているか、介護の内容について今一度見直し、事前に防止できる事故については、極力減らすように努めてください。また、万が一事故が起きてしまった場合は、利用者家族へ適切に説明を行い、真摯に対応していただくようお願いいたします。

最後に、介護事故の報告は「犯人探し」を目的とするものではありません。介護サービスに関わるすべての介護従事者様が共通認識のもと、より良い介護サービスを提供するために行うものです。介護サービス事業者様におかれましては、今後も引き続き介護サービスの質の向上に努めるようお願いいたします。

○受傷事故発生時の報告について

《手順》

1. 受傷事故発生後（医療機関受診後）に速やかに長寿介護課へ電話での第一報を連絡してください。
2. 医療機関受診後で概ね受傷事故発生から1週間以内に報告書を提出してください。
提出については、長寿介護課へご持参いただくか、郵送またはメールにより提出してください。

※受傷事故が発生した場合は施設サービスを除き、「市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に報告し必要な措置を講じること」が運営基準で定められています。（施設サービスの場合は「市町村、利用者の家族」のみ）

○報告書提出先

住 所：〒987-0446

宮城県登米市南方町新高石浦 130 番地

登米市福祉事務所 長寿介護課

電話番号：0220-58-5551

E-mail: chojyukaigo@city.tome.miyagi.jp

《報告範囲》

1. サービスの提供中に発生した重症又は死亡事故
 - ・従事者等の故意または過失の有無にかかわらず、外部の医療機関で治療を受けた場合（施設内の同程度の治療を含む）
 - ・ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合及び利用者に見舞金や賠償金を支払う場合
 - ・利用者が病気等により死亡した場合であっても、後日トラブルが生じる可能性がある場合はご報告ください。
2. 食中毒及び感染症等の発生
 - ・法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故
3. 職員（従業員）の法令違反・不祥事件等
 - ・利用者の処遇に影響があるものとする。
4. その他、報告が必要と認められる事故

《報告様式》

事故報告書様式（ホームページ掲載）

※内容が具備されていれば事業所で使用している様式でも構いませんが、事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、可能な限り指定様式を活用いただくようお願いします。

○損害賠償について

運営基準では、各事業所で万が一に備えて「損害賠償保険加入する」か「賠償資力を有する」ことが望ましいとされています。

また、結果的に死亡に至った事故も発生しており、賠償責任を問われる事態も考えられることから、万が一に備えての体制整備をお願いいたします。

一般的に利用者及びその家族は受傷時の医療費については「事業所に請求しにくい」という意識が働いていることも想定されることから、事故原因の分析や保険会社と相談し、利用者及び家族が不利益を被らないような配慮が必要です。

※運営基準にて、『利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合
には、損害賠償を速やかに行わなければならない。』と定められています。

○利用者及び家族への対応について

前述のような金銭的な面を含め、サービス提供を受けている利用者及びその家族は、残念ながら未だ「介護保険制度による契約を通じた対等な関係」となっているとは感じておらず、「今後のサービス提供の継続を念頭に我慢」している状況も散見されます。

利用者及びその家族が一方的に経済的・精神的に不利益を被らないよう、事故原因の分析を通して利用者及びその家族と事業者がそれぞれ不信感を抱かないよう納得するまで話し合ひましょう。

○再発防止について

受傷事故発生後は、事故防止検討委員会（特養・老健での呼称）等を早期に立ち上げ、「事故発生原因の究明、防止策の検討」を行い、事業に従事する全ての職員に周知し、共通理解を図ることにより「受傷事故〇（ゼロ）の事業所づくり」を目指しましょう。

介護保険事業者 事故報告書（事業者→市町村）

登米市提出用		令和 年 月 日																								
1 事業所の概要	法人名																									
	事業所(施設)名																									
	事業所番号																									
	所在地	電話番号																								
	記載者職氏名																									
サービス種類 (事故が発生したサービス)	☐ 介護給付 ☐ 予防給付																									
	<table border="0"> <tr> <td>☐ 居宅介護支援</td> <td>☐ 訪問介護</td> <td>☐ 訪問入浴介護</td> <td>☐ 訪問看護</td> </tr> <tr> <td>☐ 訪問リハビリ</td> <td>☐ 居宅療養管理指導</td> <td>☐ 通所介護</td> <td>☐ 通所リハビリ</td> </tr> <tr> <td>☐ 短期入所生活介護</td> <td>☐ 短期入所療養介護</td> <td>☐ 特定施設入居者生活介護</td> <td>☐ 福祉用具貸与</td> </tr> <tr> <td>☐ 特定福祉用具販売</td> <td>☐ 介護老人福祉施設</td> <td>☐ 介護老人保健施設</td> <td>☐ 介護療養型医療施設</td> </tr> <tr> <td>☐ 介護予防支援</td> <td>☐ 小規模多機能型居宅介護</td> <td>☐ 地域密着型通所介護</td> <td>☐ 認知症対応型通所介護</td> </tr> <tr> <td>☐ 認知症対応型共同生活介護</td> <td>☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護</td> <td>☐ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</td> <td>☐ その他</td> </tr> </table>			☐ 居宅介護支援	☐ 訪問介護	☐ 訪問入浴介護	☐ 訪問看護	☐ 訪問リハビリ	☐ 居宅療養管理指導	☐ 通所介護	☐ 通所リハビリ	☐ 短期入所生活介護	☐ 短期入所療養介護	☐ 特定施設入居者生活介護	☐ 福祉用具貸与	☐ 特定福祉用具販売	☐ 介護老人福祉施設	☐ 介護老人保健施設	☐ 介護療養型医療施設	☐ 介護予防支援	☐ 小規模多機能型居宅介護	☐ 地域密着型通所介護	☐ 認知症対応型通所介護	☐ 認知症対応型共同生活介護	☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護	☐ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
☐ 居宅介護支援	☐ 訪問介護	☐ 訪問入浴介護	☐ 訪問看護																							
☐ 訪問リハビリ	☐ 居宅療養管理指導	☐ 通所介護	☐ 通所リハビリ																							
☐ 短期入所生活介護	☐ 短期入所療養介護	☐ 特定施設入居者生活介護	☐ 福祉用具貸与																							
☐ 特定福祉用具販売	☐ 介護老人福祉施設	☐ 介護老人保健施設	☐ 介護療養型医療施設																							
☐ 介護予防支援	☐ 小規模多機能型居宅介護	☐ 地域密着型通所介護	☐ 認知症対応型通所介護																							
☐ 認知症対応型共同生活介護	☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護	☐ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	☐ その他																							
2 対象者	氏名・生年月日・性別 各種自立度	氏名: 生年月日: 明・大・昭 年 月 日 性別: 男・女 要介護(支援)度:																								
		障害老人の日常生活自立度 認知老人の日常生活自立度																								
		自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2 自立・I・II a・II b・III a・III b・IV・M																								
	被保険者番号	サービス提供開始日 年 月 日																								
	住 所	登米市 町																								
3 事故の概要	連絡先	電話番号 — — 連絡先の相手: 自宅・自宅外の家族(続柄)																								
	発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃(発生・推測)																								
	発生場所																									
	事故の種類 (複数の場合は、もっとも症状の重いもの1カ所にチェック)	<table border="0"> <tr> <td>☐ 骨折</td> <td>☐ やけど</td> <td>☐ 感染症・結核</td> </tr> <tr> <td>☐ 打撲・捻挫・脱臼</td> <td>☐ その他の外傷</td> <td>☐ 職員の法令違反、不祥事</td> </tr> <tr> <td>☐ 切傷・擦過傷</td> <td>☐ 食中毒</td> <td>☐ その他 ()</td> </tr> <tr> <td>☐ 異食・誤えん</td> <td colspan="2">死亡に至った場合はその死亡年月日: 令和 年 月 日</td> </tr> </table>		☐ 骨折	☐ やけど	☐ 感染症・結核	☐ 打撲・捻挫・脱臼	☐ その他の外傷	☐ 職員の法令違反、不祥事	☐ 切傷・擦過傷	☐ 食中毒	☐ その他 ()	☐ 異食・誤えん	死亡に至った場合はその死亡年月日: 令和 年 月 日												
	☐ 骨折	☐ やけど	☐ 感染症・結核																							
☐ 打撲・捻挫・脱臼	☐ その他の外傷	☐ 職員の法令違反、不祥事																								
☐ 切傷・擦過傷	☐ 食中毒	☐ その他 ()																								
☐ 異食・誤えん	死亡に至った場合はその死亡年月日: 令和 年 月 日																									
傷病名																										
4 事故発生時の対応	事故発生状況																									
	対処の仕方																									
	治療した医療機関	(医療機関名、電話番号等)																								
	治療の概要																									
5 事故発生後の状況	連絡済の関係機関	家族・居宅介護支援事業所・保険者・その他																								
	利用者の状況	(病状、入院の有無、その他の利用者の状況及び、家族への報告、説明の内容、家族の反応)																								
	損害賠償等の状況																									
6 事故の原因分析及び再発防止に向けての今後の取り組み	(できるだけ具体的に記載すること)																									

注)記載しきれない場合は、任意の別紙に記載の上、この報告書に添付してください。

4. 令和6年3月末で終了した経過措置事項について

令和3年度介護報酬改定における下記の改定事項について、令和6年3月末で経過措置が終了しており、令和6年4月1日より義務化されております。

(1) 業務継続に向けた取組の強化

- ・業務継続に向けた計画の策定（感染症に係る計画及び災害に係る計画）
- ・研修の実施（年1回以上（居住系、施設系は年2回以上））
- ・訓練等の実施（年1回以上（居住系、施設系は年2回以上））
（机上訓練+実地訓練の形式が望ましい）

(2) 高齢者虐待防止の推進

- ・虐待防止のための指針の整備
- ・虐待防止検討委員会の開催（概ね6月に1回以上）
- ・定期的な研修の実施（年1回以上（居住系、施設系は年2回以上））
- ・虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

(3) 感染症対策の強化

- ・感染症対策検討委員会の設置・開催（概ね6月に1回以上（施設系は3月に1回））
- ・指針の整備
- ・研修の実施（年1回以上（居住系、施設系は年2回以上））
- ・訓練等の実施（年1回以上（居住系、施設系は年2回以上））

(4) 認知症介護基礎研修の受講の推進

- ・認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じる

なお、(1) 及び (2) については、下記のとおり減算となる場合があります。

○業務継続計画未策定減算

業務継続に向けた取組のうち、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の 1/100（施設系・居住系サービスは 3/100）に相当する単位数を減算する。

※令和7年3月 31 日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
※居宅介護支援、介護予防支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

○高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生またはその再発を防止するための措置（委員会の開催、指針の整備、定期的な研修の実施、担当者を置くこと）が講じられていない場合、所定単位数の 1/100 に相当する単位数を減算する。

※虐待の発生またはその再発を防止するための措置が一つでも講じられていなければ、減算の対象となる。

5. 令和6年度介護報酬改定における改定事項について

○令和6年度介護報酬改定における主な改定事項（別添資料2）

令和6年度介護報酬改定における主な改定事項は下記のとおりとなります。

サービス種類ごとの改定事項の詳細については、別添の厚生労働省資料をご確認ください。

1 重要事項等の「書面掲示」規制の見直し（対象：全サービス）

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイトに掲載することを令和7年度から義務付ける。

2 管理者の兼務範囲の拡大（対象：全サービス）

管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

3 介護支援専門員1人当たりの取扱件数の見直し（対象：居宅介護支援）

指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準について見直しを行う。

4 ケアマネジメントの公正中立性確保のための取組の見直し（対象：居宅介護支援）

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6月間に作成したケアプランにおける、各サービスの利用割合及びサービスごとの同一事業者によって提供された者の割合について、利用者に説明を行い、理解を求めることについて、努力義務規定へ変更する。

5 介護予防支援の円滑な実施のための見直し（対象：介護予防支援）

指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行うことができるよう、指定基準について所要の改正を行う。

6 身体的拘束等の適正化の推進（禁止規定）（対象：訪問系サービス、通所系サービス、居宅介護支援、介護予防支援）

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

7 協力医療機関との連携体制の構築（対象：居住系サービス、施設系サービス）

①協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定める。

- i 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ii 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
- iii 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。（施設系サービスのみ）

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

※アの要件について、居住系サービスは努力義務、施設系サービスは義務付け（3年の経過措置あり）

②新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。

また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。

8 緊急時等における対応方法の定期的な見直し（対象：施設系サービス）

あらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを義務付ける。

9 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（対象：多機能系サービス・居住系サービス・施設系サービス）

現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。

※3年間の経過措置あり

○登米市版 Q&A 集について

令和6年度介護報酬改定について、令和6年6月25日付け登長介第548号「令和6年度介護報酬改定に係る情報提供について（通知）」により周知しておりましたが、令和6年度介護報酬改定に係る質問の内、特に質問が多かった内容等について取りまとめ、「登米市版 Q&A 集」を作成しております。

登米市ホームページに掲載しておりますので、事業運営にあたりまして参考としてご活用ください。

※回答については現時点でのものとなりますので、今後厚生労働省からの通知等により修正となる場合がありますのでご了承ください。

※「登米市版 Q&A 集」に掲載している回答内容については本市における取扱いとなり、他保険者では取扱いが異なる場合があります。

その他、厚生労働省から発出されている「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A」（Vol.1）～（Vol.8）についても併せてご確認をお願いいたします。

【令和6年度介護報酬改定について】

<https://www.city.tome.miyagi.jp/chojyukaigo/kurashi/fukushi/kaigo/kaigohousyukaitei.html>（登米市ホームページ）

6. 運営推進会議の開催について

○運営推進会議について

事業所が提供しているサービスの内容や活動内容等について、利用者及びその家族、地域住民の代表者、市町村職員又は地域包括支援センター職員、地域密着型サービスについて知見を有する者等に報告し、地域に開かれたサービスとすることで、事業運営の透明性の確保やサービスの質の向上、地域との連携及び交流の確保等に努めることを目的とされており、地域密着型サービス事業所において開催が義務付けられています。

サービス種類ごとに開催回数の基準が設けられており、基準回数を実施しない場合は指定基準違反となりますのでご注意ください。

対象サービス	デイサービス	グループホーム	特別養護 老人ホーム	ケアハウス
目 的	事業所運営の透明性の確保、サービスの質の確保、事業所の抱え込み防止、地域との連携の確保 等			
構成員	利用者、利用者家族、地域住民の代表者、市町村の職員、地域包括支援センターの職員、知見を有する者 等			
開催頻度	6ヵ月に1回 （おおむね）	2ヵ月に1回以上 （おおむね）		
会議の内容	活動状況を報告し、会議による評価を受けるとともに、会議から必要な要望、助言を聞く機会を設ける 等			
記録の作成及び公表	報告、評価、要望、助言についての記録を作成し、公表しなければならない。※個人情報の保護について十分ご注意ください。			

○新型コロナウイルス感染症に伴う臨時的な取り扱いの終了について

新型コロナウイルス感染症に係る取扱いとして、令和5年度までは書面による会議の開催を認めることとしておりましたが、令和6年4月4日付け登長介第25号「新型コロナウイルス感染症に伴う臨時的な取り扱いについて（通知）」により通知してありました通り、令和6年度からは原則対面開催又はオンライン開催によるものとし、書面での開催は認めないものとしております。

なお、新型コロナウイルスの感染状況により、今後取り扱いを変更する場合がありますが、その場合は改めて通知いたします。

7. 介護給付費等の請求に係る事務手続きについて

○介護給付費等の請求について（別添資料3）

介護給付費等の請求事務について、国保連合会作成の資料がありますので、各自ご確認ください。

○過誤申請について

既にお支払いした介護給付費を取下げし、請求する前に戻すことを過誤と言います。国保連合会において過誤処理が行われた翌月の介護給付費の支払いから、その分を減額します。

ただし、審査中（まだお支払いしていない）の介護給付費を取下げすることはできません。

過誤の発生原因として、次のような場合が想定されます。

- ・ 実際提供したサービスより低く、又は高く請求してしまった。
- ・ 生活保護、特定疾患治療研究事業等の受給者であるが、公費負担者番号がもれてしまった。
- ・ ほかの利用者のサービス実績と間違えて請求してしまった。

このような場合には、「介護給付費請求明細書の返戻依頼（請求取り下げ）について」を該当する登米市に提出してください。（保険者によっては、手続きの方法が異なる場合もありますので、事前に保険者にお問い合わせください。）

保険者が受理し、国保連合会で過誤処理が終わると、「介護給付費過誤決定通知書」により通知します。事業所で再請求が必要な場合は、「介護給付費過誤決定通知書」で取下げられたことを確認してから正しい介護給付費明細書を提出します。

○過誤申請における注意点について

- ・ 過誤申立によって、サービス請求額が変更されますので、当該利用者の自己負担額についても変更されることとなります。

被保険者によっては、高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費等に変更が生じ、場合によって登米市より納付書が送付される旨を被保険者へ説明してください。

- ・ 過誤申立が大量に発生した場合は、登米市福祉事務所長寿介護課へ事前に連絡してください。

○その他請求に係る連絡事項について

- 当課への電話連絡にあたり、請求に関するお問い合わせをいただくことがあります。その際、「国保連合会からの請求の返戻」についてのご連絡なのか、「請求の取り下げ（過誤申請）」についてのご連絡なのか、お問い合わせの際に明確にお伝えいただくようお願いいたします。

また、「国保連合会からの請求の返戻」についてお問い合わせいただく場合には、

- ①対象の方の被保険者番号及び氏名
- ②返戻となっているサービス提供年月
- ③国保連合会からの返戻理由

の3点について確認いたしますので、それぞれ確認できる資料をお手元にご準備いただき、ご連絡いただくようお願いいたします。

- 生活保護受給中の方の、被保険者番号が「H」から始まる番号に係る問い合わせについては、当課では確認できかねます。そのため、直接国保連合会へお問い合わせいただくか、生活保護担当課である「生活福祉課（0220-58-5552）」へお問い合わせいただくようお願いいたします。

8. その他について

○お泊りデイにおける福祉用具貸与について

地域密着型通所介護の提供以外の目的で、事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合（通称お泊りデイ）における福祉用具の貸与について、お泊りデイは居宅とはみなせないため、福祉用具の貸与は認められません。

○災害発生時の被害状況報告について（別添資料4）

令和4年7月22日付け登長介号外「介護施設・事業所における災害発生時の被害状況報告について（通知）」にて通知しておりましたが、近年、自然災害の発生により、社会福祉施設等において、甚大な被害が生じている事例が見受けられることから、今般、介護施設・事業所の被災状況が迅速かつ正確に情報収集できるよう、被害状況報告書の提出をお願いすることとしております。

介護施設・事業所において、大規模地震や風水害等の災害により、人的被害や物損被害（施設・設備など）が発生した場合は、まず利用者の安全を確保し、必要な応急措置等を取った後、被害状況や事業継続の可否等について報告をお願いします。

○居宅サービス計画届について（別添資料5）

要介護認定の更新又は区分変更により、要支援から要介護（要介護から要支援）に介護度が変わった場合について、変更前から継続して居宅介護支援等の提供を行う場合でも、「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」（又は「介護予防サービス計画作成依頼（変更）・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」）を改めてご提出いただく必要があります。

提出いただけない場合は請求が返戻となる場合がありますので、ご注意ください。

なお、届出書の様式について、変更されている場合がありますので、登米市ホームページに掲載されている様式によりご提出いただくようお願いいたします。

○各種関係機関情報

- ・厚生労働省「介護・高齢福祉」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index.html

- ・宮城県保健福祉部長寿社会政策課

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/>

- ・東部保健福祉事務所（石巻保健所）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-hc/index.html>